

## 学校選択制とは

就学する学校を教育委員会が指定する場合に、あらかじめ保護者の意見を聞き、その意見を踏まえて、学校を指定する制度です。  
学校選択制の導入及び方法は各区で決定します。

## 港区の実施状況

### 【小・中学校共通】

#### 選択の機会

- ・ 選択の機会は、小学校・中学校に入学する際のそれぞれ1回のみです。  
（なお、入学後、進級時に学校を選択することはできません。）

#### 希望できる学校

- ・ 港区では「ぜひこの学校に行って学びたい」という積極的な希望に応える制度とするため、希望できる学校を1校のみです。

#### 各学校の受入可能人数と抽選

- ・ 学校の教室数には限りがあり、施設収容面での制約があることなどから、各学校の通学区域内に居住する翌年度の児童・生徒数分を確保した上で、受入可能人数を決定します。
- ・ 各学校の受入可能人数を超える場合は、公開抽選により入学者を決定します。
- ・ 抽選で希望する学校に入れなかった場合でも通学区域（居住地の校区）の学校には必ず入学できます。

#### 自転車の使用

- ・ 自転車の使用は自宅から学校までのすべての区間において禁止です。

### 【中学校について】

平成26年度から区内のすべての中学校を選択していただくことができる「自由選択制」を導入しています。

区内のすべての中学校（5校）と全市募集の施設一体型小中一貫校（4校）の中から選択できます。

通学は原則徒歩ですが、学校選択制により、通学区域（居住地の校区）外の学校へ通学する場合は、公共交通機関（地下鉄・バス）の利用を認めます。ただし、交通費は保護者負担となります。

## 【小学校について】

平成27年度より通学の安全を配慮して隣接区域選択制（居住地の通学区域と隣接する区域内の小学校を選択することができる）を導入しています。

隣接する区域内の小学校と全市募集の施設一体型小中一貫校の中から選択できます。

通学は原則徒歩です。小学校の入学時に選択することになりますので、選択にあたっては、特に通学の安全や地域コミュニティとの関係について十分考慮してください。

抽選における優先

「きょうだい関係」（希望した学校に兄や姉が平成30年4月以降に在席する場合）については、抽選において優先扱いとします。

小学校で学校選択制を利用した方の進学先中学校について

- ・小学校を、学校選択制により就学した場合でも進学先の中学校は、**お住まいの校区の中学校となります。**
- ・就学している小学校の進学先の中学校を希望する場合は、**あらためて中学校の学校選択をする必要があります。**（希望する学校が受入可能人数を超える場合は、公開抽選となり、抽選における優先はありません。）

## 【参考】

港区学校選択制希望調査結果（希望変更期間後 11月末日公表ベース）

	29年度入学		28年度入学		27年度入学		26年度入学	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
港区	4.5% (28/619)	9.4% (54/572)	3% (19/624)	5.5% (35/639)	3.8% (25/658)	5% (33/655)	未実施	6.0%
大阪市	7.0%	5.0%	5.8%	4.7%	5.3%	4.0%	5.9%	3.8%